呼びかけ

青木議員への違法な処分を許すな!

市民に開かれた議会をめざす青木恒子支援団

共同代表 芦 原 美紀子

藤本眞知子

廣瀬孝子

皆さん。12月5日から始まる市議会で、青木恒子議員に対して、違法・不当な 懲罰がなされようとしています。

昨年12月、福祉教育委員会で「生活保護等についての議員の窓口同行は条例違反だ」という誤った発言をした川田議長に対し、青木議員が、「条例の何条に入っているんでしょうか」「ちょっとパワハラのように聞こえた」などと抗議したことについて、執拗な嫌がらせが続いています。

過去、5度にわたり、陳謝処分とされましたが、青木議員はこれを拒否し続けて きました。

そして、8月には、ついに、懲罰特別委員会が「出席停止」を選択。これに対して、奈良地方裁判所は、出席停止を仮に差し止めるという決定を出しました。これは全国初のことで、大きく報道されました。

すると、香芝市議会は、急遽、陳謝処分に戻し、青木議員がそれを拒否するや、 再び懲罰動議(6度目!)を出す-という違法すれすれのことをしてきました。

青木議員は、当然、再び、奈良地方裁判所に出席停止等の仮の差止めを求めました。これに対して、香芝市議会は、再び、違法すれすれのことをしてきました。

法律上、懲罰特別委員会で出席停止が決まらないと、「処分の蓋然性」(危険性)がないとして、仮の差止が認められません。それを逆手に取ってきたのです。9月議会の末日に「閉会中審査」を付託された懲罰特別委員会が、12月5日から始まる12月議会まで一度も開催されない-という異常事態が起きています。

そのため、裁判所は、仮の差止めを断念せざるを得ませんでした。11月30日、 青木議員の申立を却下する決定が出ました。しかし、**裁判所の決定書には、「もし** 出席停止処分をしたら、違法の可能性が高い」とも書かれています。

香芝市議会の多数派は、どこまで無茶を続けるのでしょうか?

12月議会の冒頭から、青木議員に対する懲罰について懲罰特別委員会と本会議の審議が始まります。今のままでは、裁判所が「違法の可能性が高い」と指摘した、出席停止処分が強行される可能性が大です。

そもそも、「生活保護等についての議員の窓口同行は条例違反だ」ということ自体が、全く誤りであると考えます。困窮している市民の生存権保障を支援することが許されないなど、おかしいと思いませんか?地方議員として市民に寄り添うことは、本来の職務を果たしていると評価されるべきことであり、批判される筋合いなどありません。

今こそ、支援団の力の見せ所です。香芝市議会の、青木議員に対する無法な懲罰 を許さないために、以下の活動を提起します。

- 香芝市議会に傍聴に行きましょう!
- 香芝市議会に抗議の声を伝えましょう!

香芝市議会のFAX番号 0745-76-7564

○ 香芝市議会議員に違法な処分をせぬよう要請しましょう!

各議員の連絡先は「香芝市議会」HPの 「議員名簿」「議員紹介」欄に掲載されています https://www.city.kashiba.lg.jp/site/shigikai/6878.html